

セイコーエプソン株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、セイコーエプソン株式会社と称し、英文では SEIKO EPSON CORPORATION または S. EPSON CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電気機械器具、電気通信機械器具および電子応用機械器具類、その部品および付属品の製造ならびに販売
- (2) 産業機械器具および事務用機械器具類、その部品および付属品の製造ならびに販売
- (3) 時計および眼鏡類、その部品および付属品の製造ならびに販売
- (4) 測定機械器具、光学機械器具および医療機械器具の製造ならびに販売
- (5) 電子部品の製造および販売
- (6) コンピュータ用および周辺機器用ソフトウェアの作成ならびに販売
- (7) 上記各号の製品に関連する修理および保守サービス業
- (8) 第1号から第6号までの製品に関連する回収、再整備、再加工および古物営業法に基づく古物営業
- (9) 情報処理および情報提供サービス業
- (10) 旅行業、損害保険代理店業および生命保険募集に関する業務、総合リース業、不動産の管理、賃貸および仲介業
- (11) 産業廃棄物および一般廃棄物の収集、運搬、再生、処理業
- (12) 毒物、劇物の製造ならびに販売
- (13) 前各号に付帯または関連する事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,214,916,736株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができ

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

2. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等の電子提供)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第 325 条の 2 に定める電子提供措置をとるものとする。

(書面交付請求株主に対する交付書面の範囲限定)

第 16 条 当会社は、前条の措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までには会社法第 325 条の 5 第 1 項に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下、「監査等委員でない取締役」という。）は、9 名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。
3. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
4. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 当社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第 399 条の 13 第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会規則においてあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
3. 前二項に関わらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(名誉会長、相談役、顧問)

第 27 条 取締役会は、その決議により名誉会長、相談役および顧問各若干名を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、会社法第 426 条第 1 項に規定する要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役(会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、会社法第 427 条第 1 項に規定する要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を招集することができる。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 30 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 31 条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第 32 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 33 条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)

第 1 条 平成 28 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除および社外監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第 32 条の定めるところによる。